

平成28年度 第2回安芸高田市いじめ問題対策委員会 会議録

開催日時：平成29年2月17日（金）午後2時～4時

開催場所：クリスタルアージュ2階 研修室203

委員等の出席状況

| 委員等の出席状況 | |
|---------------|---|
| 出席委員 | (敬称略) 坪田 雄二 公立大学法人県立広島大学 教授 重本 久美榮 臨床心理士 二山 義夫 安芸高田市PTA連合会 会長 土井 実貴男 安芸高田市総務部総務課 課長 青山 勝 安芸高田市総務部危機管理課 課長 八島 芳樹 安芸高田市市民部人権多文化共生推進課 課長 村田 栄二 安芸高田市福祉保健部子育て支援課 課長 木下 敬子 安芸高田市立小中学校教頭会 副会長 永井 公平 安芸高田市立小中学校教頭会 会長 中井 純子 安芸高田市適応指導教室 所長 |
| 欠席委員 | 佐々木 幸浩 安芸高田市福祉保健部社会福祉課 課長 松原 美和子 安芸高田市家庭教育支援員 |
| 出席した 事務局職員 | 永井 初男 安芸高田市教育委員会 教育長（開会あいさつ後に退席） 叶丸 一雅 安芸高田市教育委員会事務局 教育次長 児玉 晃 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 本田 光洋 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課学校教育指導係 指導主事 |
| 傍聴者 | なし |

会議日程及び配布資料

○開会

1. 教育長あいさつ
2. 委員長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料等について

○日程第2 報告

1. 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について
2. 「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」について

○日程第3 協議

1. 平成28年度のいじめ事案について（平成28年8月～平成29年2月）

○日程第4 その他

○閉会

1. 副委員長あいさつ

—配布資料—

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について
- ・「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」について
- ・平成28年度2月末安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について
- ・「平成28年度のいじめ事案について」に関する資料（会議終了後回収）

会 議 概 要

○教育長あいさつ

本日は、第2回の平成28年度安芸高田市いじめ問題対策委員会のご案内をさせていただいたところ、委員の皆様方にはご多用の中ご出席いただき感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本年度も残すところあとひと月余りとなり、児童生徒はそれぞれの学年のまとめにしっかりと取り組んでいるところです。

さて、先日福島県において、いじめのアンケートで「いじめを受けた」と訴えていた中学2年生の女子生徒が自ら命を絶つという事案が生起しました。本年度の一年間を振り返ってみますと、全国的には、いじめが原因と考えられる子どもが自ら命を絶つという事案が断続的に起きております。幸いにも、本市においては命に関わるような重大な事案には至らなかったものの、暴力行為やいじめ、不登校など生徒指導上の諸問題は一定の件数が生起しております。特に、いじめの事案については、前回の委員会で皆様方にご報告し、ご意見をいただきながら、事案の解決、また未然防止の取組を進めてまいりました。

国においては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の公布や、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」の公表など、暴力行為・いじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題に対応していこうという取組が引き続きなされております。

本市においても、生徒指導上の諸問題を解決していくためには、事案ごとに適切に対応するとともに日頃からの未然防止の取組が重要であると考え、取組をすすめた結果、本年度は、暴力行為、いじめ、不登校のいずれにおいても減少傾向にあります。

このあと、事務局よりいくつかの事案の報告とともに、本年度の振り返りをいたしますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

安芸高田市教育委員会としましては、今後とも、学校への指導を重ねるとともに、関係機関、関係団体と緊密な連絡をとりながら緊張感を持っていじめの問題に取り組んでまいりますので、これまで同様、ご協力を賜りますようお願いをさせていただき、開会のあいさつといたします。

○委員長あいさつ

第2回いじめ問題対策委員会にお集まりいただき誠にありがとうございます。先程、教育長からお話がありましたように、本日は2点、国全体の動きに関わる報告があります。また、前回の委員会以降に生起したいじめ事案12件についての協議があります。それぞれ各委員の方々の忌憚のない意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、失礼ではございますが、永井教育長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。</p> <p>ここから先は、委員長に会議を進めていただきます。よろしく願いいたします。</p> |
| 委員長 | <p>それでは、次第に沿って、始めさせていただきます。まず、日程第1「配布資料等について」お願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>《配布資料の確認を行った。》</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、資料の確認が終わりましたので、日程第2「報告」に移ります。(1)「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、(1)「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>法律の公布について」報告します。</p> <p>資料ですが、文部科学省から各都道府県に出されたものを、広島県教育委員会経由で各市町に発出された通知の写しです。平成 28 年 12 月 14 日付けでこの法律が公布されています。マスコミ報道等で「教育機会確保法」という名称で耳にされたことがあるのではないかと思います。法律の全文は添付しておりませんが、最後のページに法律の概要を添付しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。資料にありますように、法律の目的は「教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進」するということで、特に不登校の児童生徒について、適切に教育の機会を確保していきましようという内容であろうと思います。全てを読み上げることは致しませんが、この法律は、フリースクールでの学習も義務教育として認めたほうがいいのではないかと議論や、本市には適応指導教室があり学校復帰を支援しておりますが、学校復帰をしないという選択もあるのではないかと議論もある中で生まれた法律であると聞いております。</p> <p>本市においては、先ほども申しましたが適応指導教室がありますので、不登校児童生徒に対する学習機会の提供ということについては、一定程度確保できていると思っておりますが、お配りしております通知に、「文部科学省から基本方針が公表された場合には、改めてお知らせします」という記述があります。この基本方針を参考にしながら、県あるいは市で今後必要な施策等を検討するという流れになると思いますので、基本指針が公表された場合には、また皆さんにも情報提供させていただきながら検討して参りたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 委員長 | それでは、今の説明に関して何かご質問・ご意見等ありませんか。 |
| 委員 | この法律は、不登校児童生徒に関する法律ということで理解すればいいですか。 |
| 事務局 | 基本的には、全ての児童生徒に対する教育の機会の確保です。 |
| 委員 | わかりました。 |
| 委員 | この委員会との関わりの中で。何か具体的な案件などが想定されているのですか。 |
| 事務局 | いじめそのものとの関係はありませんが、いじめが原因で不登校になるということも考えられますので、そういった関連の中で報告をさせていただきました。 |
| 委員長 | <p>他はいかがでしょうか。よろしいですかね。</p> <p>それでは、「報告」(2)「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」について資料提供、報告をさせていただきます。</p> <p>平成 25 年にいじめ防止対策推進法が公布、施行され、国では「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成 25 年 10 月 11 日に定められました。その後、この国の方針を受け、広島県また市町において基本方針が定められました。本市におきましても、基本方針を定め、また条例規則を整えて、この対策委員会等も行っているところであります。法律の施行後 3 年を迎えまして、国では、その法律が適切に行われているか等も踏まえて、いじめ防止対策協議会で議論がなされ、そのとりまとめがこの度公表をされました。文部科学省では、この「議論のとりまとめ」を受けて、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しをされます。その方針を受けて、広島県でも基本方針の見直しがされ、その広島県の方針によって、本市のいじめ防止基本方針も見直しをするという流れに</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>なろうかと思えます。</p> <p>その基になる「議論のとりまとめ」でありますので、資料の全ては説明いたしません、また目を通していただきたいと思えます。</p> <p>《以下、資料の内容をいくつか紹介した。》</p> <p>色々と、いじめ防止対策に係る現状・課題と対応の方向性がまとめられています。いずれにしましても、国の方針の見直しを踏まえ、来年度以降ということになろうかと思えますが、本市においてもいじめ防止基本方針を見直したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 委員長 | ただいまの報告に関し、何か質問等がございますか。 |
| 委員 | 国・県の方針を参考にするというのですが、市独自のものにはならないのでしょうか。 |
| 事務局 | 法律に基づいていますので、国・県の方針に準ずることはやむを得ませんが、当初に市の方針を定めた時がそうであったように、市の状況に応じて変えていく部分は当然出てくるものと思っています。本対策委員会においても意見をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。 |
| 委員長 | 今の件につきましていいでしょうか。以上が報告事項になります。 続きまして、日程第3「協議」（1）平成28年度のいじめ事案についてお願いします。本日程に関しましては、非公開ということで対応をよろしくお願いいたします。 |
| 《秘密会のため「日程第3」の会議録は省略》 | |
| 委員長 | 日程第4「その他」に関して何か事務局からありますか。 |
| 事務局 | <p>例年3回委員会を開催しておりましたが、今年度は2回ということで、今日が最後の委員会ということになります。本日も熱心にご協議いただき、また貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>毎年度お願いしていることですが、新年度になり、異動等により委員が変わられた場合は資料等の引き継ぎをよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> |
| 委員長 | 全ての日程について終了しました。それでは副委員長、閉会のあいさつをお願いいたします。 |
| <p>○副委員長あいさつ</p> <p>熱心にご協議いただき、また色々のご意見をいただき、大変ありがとうございました。今年度、いじめの事案としては、15件ということで件数自体は減ったようですが、年度後半に向けて多くの事案が出てきたということは、学校での集団づくり等の課題も見えるのかもしれませんが、また、小学校の中学年、3・4年生が、偶然かもしれませんが、多いということも、注視すべき点かもしれません。今日の意見にもありましたように、中学年の子供たちは、言葉遊びではないですが、言葉をきちんと認識できないまま使う発達段階にありますから、その分家庭の影響を受けやすいといえますか、家庭の価値観を持って生活している面も多々あるのではないかと思います。こういったことから、保護者への啓発やP T A研修の充実は、いじめの未然防止という観点での人権教育の推進が今後の課題といえますか、目標になっていくのかなと思わせていただきました。また、本日報告のあった、いじめ生起後の対応あるいは解消へ向けての具体的な取組は、私自身は新しい動きかなと思いましたので、ぜひ市内の学校に広めていけたらと思います。</p> <p>今年度最後の会になりましたが、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p> | |